

# 遺贈寄付をお考えの皆様

皆様大切な想いを地球環境を守るエレコンに託していただけませんか。



## エレコンをご存知ですか？

エレコン（ERECON）は環境修復保全機構で特定非営利活動法人です。

- 御遺言でエレコンが実施しています“地球環境保全、地球温暖化防止、自然環境の保全・修復、自然資源の持続的利用等に貢献する団体”に寄付をしたいとのご希望をお持ちの方もいらっしゃると思います。
- 是非寄付先の一つとして環境修復保全機構（エレコン・ERECON）をご検討頂ければと思います。ご自身の資産や相続された財産を末永く次の世代に受け継いで行くことができます。
- もし、そのご意思がございましたらご説明・ご相談させていただきますので、ご連絡を頂きます様お願い致します。

エレコンは以下の活動を通して、地球環境の保全、地球温暖化防止、自然環境の修復保全、自然資源の持続的利用に貢献しています。

- 日本を含むアジア諸国に於ける化学農薬の削減と堆肥化技術の普及等を通じた持続的農業の支援、農村環境の修復・保全等に関する事業
- 日本を含むアジア諸国に於ける植林等を含む自然環境の修復・保全に関する事業
- 日本を含むアジア諸国に於ける里地里山保全を目指した自然資源の持続的活用の促進
- アジア諸国の子供たちの環境教育を含めた初等教育への支援
- 小学校等との協働で推進する環境保全型農業
- アジア諸国に於ける環境修復保全に貢献できる人材の大学、大学院への進学や留学への支援
- 日本を含むアジア諸国に於ける国際環境協力ファシリテーターの養成、青少年の国際交流活動の普及・啓発及び担い手の育成、環境教育啓蒙の教材開発と出版
- その他



## (遺贈寄付のご案内)

### 1. ご本人からの御寄附

- 遺言書を作成頂きその中で遺贈される御遺産と遺贈寄付先として、特定非営利活動法人環境修復保全機構（ERECON・エレコン）を記載頂きます。
- 遺言書は確実にご意思を実現するため法的に有効な公正証書遺言を作成されます事をお勧めいたします。

### \*主な流れ

専門家に相談する	弁護士、司法書士、税理士、信託銀行等信頼できる専門家に遺贈のご意思を相談されることをお勧めします。
遺言書作成	専門家とご相談の上ご自身にあった遺言書を作成します。遺言書に遺贈寄付先として特定非営利活動法人環境修復保全機構（ERECON・エレコン）を記載いただきます。遺言書は法的に有効な公正証書遺言を作成されます事をお勧めいたします。遺留分にご注意ください。
遺言執行者を決める	遺言の内容を実現する人を“遺言執行者”と言います。遺言執行者（弁護士、信託銀行、税理士、司法書士、行政書士等）はご逝去の知らせを受けて遺言の執行を開始します。
ご逝去	遺言の効力が生じます。
遺言の執行	遺言執行者はご逝去の知らせを受けて遺言の執行を開始します。尊いご遺志に基づく財産（主として現金）をエレコンが受領する。同時に尊いご遺志が実現され大切な財産が活かされます。
	ERECON（エレコン）から領収証、非営利活動法人としての証明書が送付されますのでご逝去から10か月以内に相続税の申告をされますと相続税は無税扱いとなります。
	遺言書保管中御希望が御座いましたらエレコンの活動等のご紹介の為機関紙等をお送りさせていただきます。

## 2. 相続された財産の中からの御寄付の御案内：（御遺族の方からの御寄附）

財産ご保有の方がご逝去された後ご遺族の方が取得された相続財産の一部を環境修復保全機構にご寄付される場合です。

### \*主な流れ

相続開始	ご逝去—相続が開始されます。
相続開始から7日以内	死亡届け—被相続人の死亡手続き。
同 4 か月以内	準確定申告—相続人が故人のその年の確定申告を行う。
相続開始後： 遺産分割と御寄附の ご連絡と実行	遺産分割は遺言による分割指定があればそれに従う。 ERECON（エレコン）に御寄附を頂ける場合その旨のご連絡を頂き御寄附を実行頂きます。 (御寄附を頂ける場合御遺族の書面での同意書作成もご検討ください。)
相続開始から10 か月以内 相続税の申告・納税	ERECON（エレコン）に御寄附頂ける場合は入金後領収証を発行しますのでご申告頂きます。 ERECON（エレコン）から感謝状等のご送付。

## 3. 現在の相続税制によりますと基礎控除は下記の通りです。

\* 3,000 万円 + (600 万円 × 法定相続人の総数)

## 4. エレコンはご相談頂くにあたりプライバシーを最重視し守秘義務を守ります。

## 5. 弁護士、税理士、司法書士、信託銀行、行政書士の皆様へ：

貴組織に遺贈寄付等の問い合わせ、照会などが御座いましたら是非エレコンをご紹介いただけます様宜しくお願い申し上げます。

### 連絡先

特定非営利活動法人 環境修復保全機構（ERECON（エレコン））

Institute of Environmental Rehabilitation and Conservation <ERECON>

〒195-0064 東京都町田市小野路町 2987-1

電話/Fax：042-736-8972

E-mail：hq-erecon@nifty.com

URL：www.erecon.jp

